

東京神学大学内部質保証の方針

東京神学大学は、基本理念・目的の実現に向けて、P D C Aサイクルに基づく大学の質の保証及び向上に取り組むため、内部質保証の方針を次の通り定める。

I. 基本的な方針

- 1 内部質保証システムの適切性について責任を担う組織は、内部質保証向上委員会とし、内部質保証システムが適切に機能するよう定期的に検証する。
- 2 自己点検評価を毎年実施し、その結果について報告書を作成するとともに、大学の諸活動の改善に活用する。
- 3 認証評価機関その他第三者による評価を積極的に受けることにより、大学の質の保証及び向上を図るとともに、内部質保証システム、自己点検評価の適切性を確保する。
- 4 自己点検評価の結果を含む、本学の諸活動の現況を積極的に公開する。

II. 組織と手続き

- 1 本学の内部質保証に責任を持つ組織として、学長を委員長とする内部質保証向上委員会を設ける。内部質保証向上委員会は、自己点検評価の方針を策定して、自己点検評価委員会に自己点検評価の実施を求める。自己点検評価委員会から自己点検評価結果の報告を受け、改善すべき事項について把握する。また、外部評価結果、学生からの意見やアンケート結果、アセスメントポリシーに基づく教育成果の検証結果、理事会・評議員会からの意見、諸教会からの意見等様々なものから、改善すべき課題を抽出する。それらの改善すべき事項や課題を教授会に報告し、改善を求める。
- 2 全学的な自己点検評価を実施する組織として、自己点検評価委員会を設ける。自己点検評価委員会は、内部質保証向上委員会の示す方針に基づき、全学的な自己点検評価活動を実施し、その報告書をまとめて内部質保証向上委員会に報告する。
- 3 学長は、内部質保証向上委員会と協議の上、自己点検評価結果について外部評価者からの評価を求めることができる。その結果を内部質保証向上委員会に報告する。
- 4 教授会は、内部質保証向上委員会から改善の提言を受け、関係各部署に改善を指示し、教育研究活動の向上に努める。また、アセスメントポリシーに基づく教育成果の検証を取りまとめ、結果を内部質保証向上委員会に報告する。